

意見書作成について

土地区画整理法第 88 条第 3 項の規定に基づき、意見書の提出が可能です。
意見書については、同法第 88 条第 6 項の規定に基づき、土地区画整理審議会に付議されます。

■ 提出期間 令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 8 月 1 7 日（月）※¹

■ 提出先 施行者 和光市 代表者 和光市長 柴崎 光子

（〒351-0111 和光市下新倉 1-5-55 駅北口まちづくり事務所 宛）

■ 対象 利害関係者※²

※¹ 消印有効、また、提出期限が経過した場合でも、容認すべき事由がある場合は受理することができます。（土地区画整理法第 134 条第 1 項および第 2 項）

※² 事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は事業に関係のある水面について権利を有する者（土地区画整理法第 20 条第 2 項）

● 意見書の内容は換地計画（第 1 工区）に限ります。
第 2 工区に関することや事業計画に関すること等は対象となりません。（土地区画整理法第 88 条第 3 項）

● 持参若しくは郵送にてご提出ください。E メール、F A X によるご提出はできません。

● ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

〒351-0111 和光市下新倉 1 丁目 5 番 5 5 号

駅北口まちづくり事務所 換地担当 野本・安部

TEL：048-450-1602

FAX：048-450-1603